

住民訴訟の結果について（報告）

呉市長が被上告人等となっている住民訴訟について、最高裁判所において平成29年2月17日付けで相手方（第1審原告，第2審控訴人，第3審上告人兼申立人。以下同じ。）の上告を棄却し，上告受理の申立てについては受理しないとの決定が行われ，呉市長の勝訴が確定しました。

1 事件の概要

相手方は，呉市が訴外A氏に売却した呉市豊町久比字浜ノ崎183番34及び呉市豊町久比字浜ノ崎183番35の土地（以下「本件土地」といいます。）について，平成25年10月4日付けの最高裁判所の決定により確定した広島高等裁判所の判決において，呉市長が訴外A氏に対して本件土地の明渡しを請求しないことが違法であると確認されているにもかかわらず，呉市長が訴外A氏から本件土地の明渡しを受けていないことが違法であることの確認，呉市長が本件土地を訴外A氏が明け渡さないことに起因する賃料相当額の不当利得の返還又は損害賠償を訴外A氏に請求することなどを求めて訴えを提起し，平成28年2月24日に広島地方裁判所において呉市長勝訴の第1審判決の言渡しが行われましたが，相手方はこれを不服として，同年3月2日に広島高等裁判所に控訴し，同年9月15日に同裁判所においても呉市長勝訴の第2審判決が言い渡されました。

これに対し，相手方は第2審判決についても不服として平成28年9月27日付けで最高裁判所に上告及び上告受理の申立てを行いました。同裁判所において平成29年2月17日付けで相手方の上告を棄却し，上告受理の申立てについては受理しないとの決定が行われました。

- (1) 事件番号 平成28年（行ツ）第402号
平成28年（行ヒ）第475号
- (2) 管轄裁判所 最高裁判所第二小法廷
- (3) 上告及び上告受理申立年月日 平成28年9月27日
- (4) 相手方 山下 幸雄（呉市豊町久比1349番地）
- (5) 原判決の表示 広島高等裁判所平成28年（行コ）第11号（平成28年9月15日判決）（財産の管理を怠る事実の違法確認等請求控訴事件）

2 決定主文

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

3 決定理由

- (1) 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法3

12条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

(2) 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。